

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

平成 20 年 9 月 1 日
第一フロンティア生命保険株式会社

被災地の皆さまに心からお見舞いを申し上げます

災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。また、1 日も早い復旧をお祈り申し上げます。

弊社では、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別取扱いを実施いたします。詳細につきましては、弊社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

記

〔災害救助法発令地域の特別取扱いについて〕

1. 給付金、解約返還金等の迅速なお支払い

お申出により、提出書類を一部省略することで、お手続きを簡素化し、給付金、解約返還金等の迅速なお支払いをいたします。

〔災害救助法の適用状況(厚生労働省発表)〕

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 20 年 8 月 28 日	〔 愛知県 〕 岡崎市(おかざきし) 名古屋市(なごやし)	大雨による被害にかかる適用
平成 20 年 7 月 28 日	〔 富山県 〕 南砺市(なんとし) 〔 石川県 〕 金沢市(かなざわし)	大雨による被害にかかる適用
平成 20 年 6 月 14 日	〔 岩手県 〕 一関市 (いちのせきし) 奥州市 (おうしゅうし) 北上市 (きたかみし) 西磐井郡平泉町(にしいわいぐんひらいずみちょう) 胆沢郡金ヶ崎町(いさわぐんかねがさきちょう) 〔 宮城県 〕 栗原市(くりはらし) 大崎市(おおさきし)	岩手・宮城内陸地震における適用

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター **0120-876-126** (フリーダイヤル)

受付: 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

以上